

令和 5 年度から研修を開始する 臨床研修医の募集定員設定について

令和 4 年 3 月 2 9 日

令和 3 年度第 2 回千葉県医療審議会医療対策部会

千葉県健康福祉部医療整備課



1 臨床研修医の募集定員の設定について

(1) 経緯

- 地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、医療法及び医師法の一部を改正する法律により、令和2年度から、医師の臨床研修制度に係る業務が、国から都道府県に移管された。
- 移管された業務の中には、臨床研修医の募集定員に係る設定権限が含まれており、これに基づき、都道府県は毎年度の臨床研修病院毎の臨床研修医の定員を定めることとされている。

(2) 設定方法

- 都道府県は厚生労働大臣が定めた都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、定員を定めることとされている。
- 定員の設定にあたり、毎年度県内臨床研修病院等で構成されている本協議会や県内の医療関係者が委員となっている医療対策部会を開催し、算出方法について協議の上、定員を設定している。

医師法抜粋

- 第十六条の三
- 1 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医の定員を定めるものとする。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

国に対する都道府県別募集定員上限見直しの要望書（概要）

現状・懸案事項

- ・千葉県は人口10万人当たり医師数が全国で45位で医師偏在指標は全国38位と「医師少数県」であり、医師確保は県政運営における喫緊の課題。
- ・全国の募集定員上限を令和7年まで段階的に縮小させるという国の方針により、医師不足地域である本県の募集定員も縮小されており、医師確保の努力を結果に結びつけられていない状況が続いている。
- ・加えて、本県固有の課題として、新たに設置された大学から、令和4年度末に初めて卒業生が輩出され、全国的に一定数の卒業生が自大学の附属病院で臨床研修を行うことや、開設間もない附属病院の運営体制を確保するためには相応の人員が必要。
- ・上記の状況が令和5年度向けの定員に適切に反映されなければ、本県の医療提供体制そのものに深刻な影響を与えかねない。

要望内容

- ・医師の地域偏在の解消を図り、医療提供体制を確保するため、医師少数県であることや都道府県別定員上限に対する充足状況など、地域の実情がより反映されるよう算出方法の見直しを行うこと
- ・本県の医療提供体制に影響を及ぼさないよう、新設された大学医学部の卒業生を考慮した定員の上乗せについて、外国人枠だけでなく、一般の卒業生が輩出されることも踏まえた見直しを行うこと

※提出日：①令和3年9月17日（千葉県医療審議会・千葉県医師臨床研修制度等連絡協議会）
②令和3年11月5日（千葉県知事）

2 令和5年度臨床研修医の都道府県別募集定員上限

令和4年度臨床研修医募集定員上限

475名



令和5年度臨床研修医募集定員上限

499名※1

(別枠) : 外国人留学生※2

(※1) 令和4年1月26日の医道審議会医師分科会医師臨床研修部会で示された医師少数県が医師偏在対策に取り組む場合に加算適用される定員枠を含む

(※2) 上記の同部会で示された大学との覚書等により臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に帰国されるとされている者を対象とした定員枠

3 県からの要望を踏まえた募集定員増等への対応（案）

背景

- 新設医学部から新たに卒業生が輩出される事情等を訴えた県からの要望を踏まえ、国において制度の見直し等が検討された。
- 検討の結果、医師偏在対策の推進を趣旨とする加算の創設等が実施され、本県の臨床研修医募集定員が24名増員された。

対応（案）

国における対応を踏まえ、

- 本県からの要望を踏まえて増員された定員については、国際医療福祉大学成田病院に配分する一方で、
- 大学病院として、同院の地域医療への貢献を更に加速すべく、医師少数区域を含む研修プログラムの作成を要請（作成されたプログラムによる派遣定員については、従来からある医師少数区域枠で評価）

することとしてはどうか。

4 募集定員の算出方法の見直し(案)

背景

都道府県における定員の総枠が定められているなかで、限られた定員を有効に活用し、かつ、近年のマッチング等の実績を反映した、より公平な配分を行う観点から、これまでの算出方法を下記のとおり見直すこととしてはどうか。

対応方針案

変更前：直近3年間の採用実績の**最大値**を基本定員とする



変更後：直近3年間の採用実績の**平均値**を基本定員とする

※直近3年間の平均採用数まで調整する際、直近のマッチング結果を下回る場合にはその数まで保障する

(例)

【最大値】

R1	R2	R3	基本定員
11	3	6	<u>11</u>



【平均値】

R1	R2	R3	基本定員
11	3	6	<u>7</u>

令和5年から臨床研修を開始する募集定員の算定方法（案）

令和5年度千葉県
の募集定員
の上限※1
499名

県上限のうち、
基本となる数
420名

県上限のうち、
医師少数区域
枠の配分
※2 10枠

各病院の希望
募集定員合計
541名

直近3年間の採用実績の**平均値**

医師派遣加算

県内定着率加算

千葉県上限のうち、基本となる数で按分

小児・産科特例加算

医師少数区域枠の配分※2

地域医療重点プロの加算

加算後定員数

直近3年間の定員充足率
による調整（1回目）

直近3年間の平均採用数まで調整※3

直近3年間の定員充足率
による調整（2回目）

希望する定員数まで調整（**県上限数まで**）

募集定員の決定

※1 人口や医学部定員などを基に国が定める。（医師偏在対策としての10名加算を含む）

※2 令和3年度の臨床研修定員より、医師少数区域（本県では山武長生夷隅保健医療圏）の人口に応じて加算分の定員枠が設定されたことから、医師少数区域にて研修を行う協力型臨床研修病院を病院群に含む基幹型臨床研修病院を対象に過去2年分の医師少数区域での研修実績により配分を行う。

令和5年度は大学病院の本院について地域の中核病院を支えるという役割等を鑑み、派遣見込みで加算する。

※3 **直近3年間の平均採用数まで調整を行う際、直近のマッチ結果を下回る病院にはその数まで加算する。**

5 令和5年度から研修を開始する研修医の募集定員（案）

【概要】

- 千葉県の募集定員の上限：499名（R4年度：475名）
- 県内基幹型臨床研修病院の合計希望募集定員数：541名
- 千葉県医師臨床研修制度等連絡協議会で御協議いただいた算定方法に基づき、病院毎の募集定員の配分を行った。
- 3年間の平均採用数を下回る病院はなかった。

【配分案】

別紙【資料4－2】のとおり

4 今後のスケジュール

年月日	事項
令和4年 4月30日	令和5年度から研修を開始する研修医の募集定員を 県内基幹型臨床研修病院に通知
	年次報告・プログラム変更届提出期限